

社会福祉法人大河原町社会福祉協議会福祉・ボランティア活動団体助成金

社会福祉法人大河原町社会福祉協議会福祉・ボランティア活動団体助成金（以下福祉・ボランティア活動団体助成金という。）とは？

幸福で豊かな社会を支えていくために、自主的に活動をしている福祉・ボランティア団体と市民活動団体（NPOを含む）（以下「団体」という。）に対し、福祉・ボランティア活動の推進を図り、地域福祉の向上を目指すことを目的に交付する助成金のことをいいます。ぜひご活用ください。

対象

次のいずれかの団体が行う事業に対し助成を行います

- （１）自主的に福祉・ボランティア活動を行い、大河原町ボランティア連絡会に加入している団体
- （２）子育て・児童・障がい児者・高齢者等の自助団体
- （３）その他、会長が必要と認めた団体

上記に該当し、助成金を申請しようとする団体は次の条件を満たす必要があります

- （１）大河原町社会福祉協議会（以下「社協」という。）及び大河原町共同募金委員会が行う地域福祉事業に協力できること。
- （２）団体が会員会費を集めていること。
- （３）団体を構成する会員が５人以上であること。
- （４）主な活動場所が大河原町内であり、会員の過半数が大河原町在住であること。
- （５）繰越金等が前年度支出総額を上回っていない団体であること。

助成内容

助成の限度額は３万円以内とします。但し、立ち上げ初年度は初期費用を考慮し、５万円以内とします。助成対象となる内容及び経費は下記の通りです。

助成内容		対象経費
A	住民を対象にした福祉に関する講座、講習会、啓発活動	材料費、印刷代、消耗品、レンタル料、使用料、行事保険料（年間を通したボランティア保険は除く）講師謝礼金 など食糧費（原則として認められませんが、講師や出演者に対する茶菓子や弁当代、清掃活動等の作業をとまなう活動参加者への飲料の提供など、活動に不可欠な
B	住民（高齢者・障がい者等）を対象にした福祉・ボランティア活動	
C	子育て・児童を対象とした福祉・ボランティア活動	
D	福祉・ボランティア活動の資質向上に関	

	する学習研修活動	ものは認めます)
E	地域福祉のネットワークづくりのための福祉・ボランティア活動	
F	防災・防犯活動	
G	福祉・ボランティア団体の新規立ち上げ費用	
H	その他、先駆的、独創的な福祉・ボランティア活動	

※但し、次の経費は助成対象になりません

- (1) 他からの補助や助成を受けている事業経費
- (2) 助成年度以外に使用した、あるいは使用する経費

助成決定までの流れ（※は申請団体の動き）

- 1 申請（※）
- 2 審査
- 3 助成可否及び助成額の通知
- 4 請求書提出（※）
- 5 助成金振込
- 6 事業実施（※）
- 7 事業報告書提出（※）

申請

この助成を受けようとする団体は、「福祉・ボランティア活動団体助成金申請書」（様式1）に次の書類を添えて、社協会長に申請してください。ただし、当年度立ち上げた団体については、その限りではありません。

- (1) 前年度事業報告書並びに収支決算書（新規立ち上げ団体は省略）
- (2) 当該年度事業計画書並びに収支予算書
- (3) 会則
- (4) 役員名簿
- (5) 通帳の表紙及び表紙裏の写し

審査

大河原町社会福祉協議会長、副会長により厳正に審査を実施し、助成の可否や助成額を決定します。

請求書提出

助成金の交付通知を受けた団体は社協会長あてに請求書を提出してください。

事業実施

本助成金は、必ず助成対象として認められた事業（助成事業）に使用してください
助成事業以外の事業に本助成金を使用した場合や、助成事業を実施しなかった場合は助成金の返還を求めることがありますのでご注意ください。

事業報告書提出

助成を受けた団体は助成事業を実施後1ヶ月以内に「福祉・ボランティア活動団体助成金」報告書（様式2）を提出してください。